

# 公害等調整委員会の動き

(令和2年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

| 月 日    | 期 日  | 開催地 |
|--------|--|-----|
| 12月4日  | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日      | 愛知県 |
| 12月11日 | 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日     | 佐賀県 |
| 12月15日 | 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日 | 東京都 |

## 2 公害紛争に関する終結事件の概要

- 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件  
(平成31年(セ)第3号事件)

### ① 事件の概要

平成31年3月8日、熊本県熊本市の住民1人から、食肉販売店経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人の経営する店舗(食肉販売店)に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めたものです(その後、請求金額は25万8000円に変更)。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の経営する店舗

(食肉販売店)に設置された室外機等からの騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年10月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

- 和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件  
(令和元年(セ)第1号事件)

### ① 事件の概要

令和元年5月8日、和歌山県白浜町で給油所を営む個人から、当該施設を所有するバス会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人と合併した会社が起こした給油所の地下タンクからのガソリン漏えい事故の処理が不十分だったため、残留油分と土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の特定有害物質が現在も地下に残存しており、緊急を要するために

実施したコールタール回収及び汚染土壌処理、地下タンク再塗装の費用、休業補償費、精神的苦痛への慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 2082 万 8973 円の支払を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和 2 年 11 月 4 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

### ○ 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件（令和元年（セ）第 4 号事件・令和 2 年（調）第 2 号事件）

#### ① 事件の概要

令和元年 8 月 16 日、東京都渋谷区の住民 17 人から、不動産会社及び建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉塵等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 3643 万 7870 円の支払を求めたものです。なお、申請人 1 人について相続が発生し、別の申請人 1 人が相続人として手続を承継しました。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると

判断し、令和 2 年 8 月 26 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 2 年（調）第 2 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。10 月 9 日の第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、11 月 9 日の第 2 回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

### ○ 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件（令和元年（セ）第 2 号事件・令和 2 年（調）第 3 号事件）

#### ① 事件の概要

令和元年 5 月 21 日、千葉県松戸市の住民 2 人から、隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが、被申請人の家屋に取り付けられた集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音により、なかなか寝つくことができず、慢性疲労感、集中力・思考力の低下及びストレスによる円形脱毛症の発症などの健康被害、並びに騒音による不動産価値の減損等の財産被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 794 万 8590 円の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音と申請人らの健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及

び専門委員による現地調査等を実施するなど、  
手続を進めた結果、本件については当事者間  
の合意による解決が相当であると判断し、令  
和2年12月15日、公害紛争処理法第42条  
の24第1項の規定により職権で調停に付し  
（公調委令和2年（調）第3号事件）、裁定  
委員会が自ら処理することとしました。同日、  
第1回調停期日において、裁定委員会から調  
停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して  
調停が成立し、本件申請については取り下げ  
られたものとみなされ、本事件は終結しまし  
た。